

国民年金保険料の社会保険料 控除証明書が発行されます

年末調整・確定申告まで
大切に保管を

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、国民年金保険料を支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

国民年金保険料を平成31年1月1日から令和元年10月1日までに納付された方については、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬から中旬に送付される予定です。年末調整や確定申告の際にはこの証明書(または領収書)を添付してください。

10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付される予定です。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合は、納付された方の社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告

の手続きの際にご自身の国民年金保険料の額と合算して申告できます。(その際はご家族分の証明書も添付する必要があります)

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

令和元年度の国民年金保険料額は、1か月16,410円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料は、納付期限までに納めましょう。

◆問い合わせ先

草津年金事務所 お客様相談室
☎077-567-1311
社会保険料控除専用ダイヤル
☎0570-003-004
※専用ダイヤル受付時間
・月～金 8時～19時
・第2土曜 9時～17時
住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584

みんなであう 国民健康保険 お薬手帳を活用しましょう!

薬局で薬を処方してもらうと、必ず「お薬手帳をお持ちですか」と聞かれます。みなさんはお持ちですか。

○お薬手帳とは

今までに処方された薬の名前、飲む量、回数、飲み方、副作用などが記録されている手帳です。薬局などでもらうことができます。

○どのように使うのか

名前や生年月日、アレルギー、これまでにかかった病気などを記入します。市販薬の服用やサプリメントについても記録しておくのが便利です。医療機関や薬局などで薬をもらうときには、情報を記入したお薬手帳を必ず提示しましょう。お薬手帳を提示すると、窓口負担が安くなることもあります。

○なぜ必要なのか

お薬手帳に記録された情報は、医療機関や薬局で薬を処方するときの参考になります。服用している薬との飲み合わせ、アレルギーや過去にかかった病気による副作用などを確認できる大事な手帳です。

○1冊にまとめましょう

薬局や病気ごとにお薬手帳を使っている方もいるようですが、薬局が違ったらと分けてしまつては意味がありません。安全に薬を服用するためにも、お薬手帳は1冊にまとめましょう。

○電子版のお薬手帳もあります

スマホなどで使える電子版のお薬手帳もあります。いつでも用法・用量が確認できたり、使用方法を動画で確認できるなど、便利な機能もあります。対応しているアプリケーションが薬局ごとに違うため、利用している薬局で確認が必要です。

電子版のお薬手帳を使うときも、紙のお薬手帳を提示しましょう。

○万が一の備えとして

災害などで、かかりつけの医療機関以外で受診しなければいけない場合などに、お薬手帳が活躍します。また、常に持ち歩くことで事故や急な病気のと きなども自分が飲んでる薬の情報を正確に伝えることができ、治療がスムーズに受けられます。『お薬手帳』は正しく活用しましょう。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています

あなたのアイデア・
メッセージを
お待ちしております



皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かし誰もが住みやすいまちにしたいため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を「広報ひの」に掲載します。
- 広報に掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・メールなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当

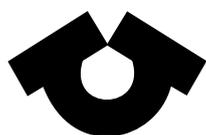
☎0748-52-6550 Fax.0748-52-2043

メール kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所（番地まで）を必ずお書きください。名前や番地の掲載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください。
- 広報記載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに『住みよいまちづくりへの提案』と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政に生かせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの等、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

きりとり



ひびきあい「日野のたから」を
未来につなぐ
自治の力で輝くまち

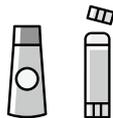
郵送の場合はこの用紙を切り離し、
次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



（山折り）

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



郵便はがき

5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限
令和2年3月
31日まで
（切手を貼らずに
お出しください）

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係行

